

# 外出支援サービスを利用されてる みなさんへのお知らせ

外出支援サービス事業では、おむね65歳以上であって、介護認定を受けている方や身体障がいのある方などの公共交通機関を利用することが困難な方に対し、車いすリフト付き車両を使用して、医療機関等への通院を支援しています。

町地域公共交通会議で、外出支援サービス事業の見直しを行いましたので、その結果をお知らせします。

## ●利用料の変更

公共交通機関の料金とバランスを取るため、4月から次のように利用料を変更します。

## ●外出支援サービス利用料

区分	対象地区	旧町内	町内	八郎湯町	能代市街	能代市 その他
1	金岡地区	400円	600円	1,300円	1,600円	1,200円
2	鶉川地区 森岳地区					1,400円
3	浜口地区 鹿渡地区 下岩川地区					1,700円
4	鯉川地区 上岩川地区					2,000円

## ●有効期間

4月から、条件付きで2年間の有効期間が設定されます。

次のような方は、有効期間の更新手続きが必要となります。

- ① 満了日の前の1年間、外出支援サービスを利用しなかった方
- ② 心身の状態が回復し、自力で公共交通機関を利用できる方

※①、②のいずれにも該当しない方は、有効期間が自動更新されます。

既にサービスを利用している方の最初の有効期間の満了日は、令和3年4月1日以降の最初の誕生日から起算してひと月を経過する日となります。

## (例)

- 誕生日が5月28日の場合  
↓満了日は令和3年6月28日  
誕生日が3月6日の場合  
↓満了日は令和4年4月6日

新規申請の場合、有効期間の満了日は、申請日以降の2回目の誕生日から起算してひと月を経過する日となります。

更新手続きが必要な場合は、満了日が近くなりましたら、町社会福祉協議会から個別にご案内します。

## ◆問い合わせ先

福祉課 福祉係  
☎8512190

# 軽自動車等は3月31日 までに廃車手続きを!

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されますので、3月31日までに手続きをしましょう。

## ●役場で手続きする車種

50～125ccの原動機付自転車と小型特殊車両(トラクター等)

※ナンバーと印鑑をご持参ください。

※ナンバー紛失の場合は弁償金200円がかかります。

## ●能代山本自家用自動車協会で手続きする車種

125ccを超える軽二輪、小型二輪、四輪軽自動車(軽トラック等)

※必要書類は能代山本自家用自動車協会  
(☎5213300)

にご確認ください。

## ◆届出・問い合わせ先

税務課 賦課係  
☎8514828



【広告】

**安心できる地元の工務店**  
夏涼しく 冬暖か

\*小さな家から大きな家まで造ります\*

一般建築(設計・施工) 新築・リフォーム・修理

**後藤工務店** 秋田県知事許可(般-27)第80204号

秋田県山本郡三種町森岳字森谷地136-1 代表 後藤 正春  
TEL 0185-83-3033 FAX 0185-83-3045

【広告】

好きなガッコ喰えなくなり、お茶やみそ汁むせる人は是非一度ご相談ください!

**医療法人佳聖会 みなみ歯科**

☎52-8117 能代市河戸川大須賀52-3 理事長 深川聖彦

**訪問診療** ご自宅・施設へ伺います。

スマホ 能代 訪問歯科 みなみ歯科 検索